

吸収分割に係る事前開示書類

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく開示事項)

(簡易吸収分割)

2023 年 9 月 29 日

ライオン株式会社

2023 年 9 月 29 日

吸収分割に係る事前開示書類

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく開示事項)

東京都台東区蔵前一丁目 3 番 28 号

ライオン株式会社

代表取締役兼社長執行役員 竹森 征之

当社は、日清食品株式会社（以下「日清食品」といいます。）との間で、2023 年 5 月 9 日付で吸収分割契約書を締結し、当社を吸収分割会社、日清食品を吸収分割承継会社とし、2023 年 11 月 30 日を効力発生日として、当社が運営する通信販売サイト「L I O N ウェルネスダイレクト」で販売している四種類の製品（「腸まで届ける ナイスリムエッセンス ラクトフェリン」、「腸まで届ける ナイスリムエッセンス ラクトフェリン 葛の花プレミアム」、「腸まで届ける ナイスリムエッセンス ラクトフェリン 乳酸菌 P L U S」及び「ナイスリムサポート エラグ酸のチカラ」をいいます。）の製造販売事業に関する権利義務を日清食品に承継させる吸収分割（以下「本件吸収分割」といいます。）を行うことにいたしました。

本件吸収分割に関する会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

記

1. 吸収分割契約の内容（会社法第 782 条第 1 項第 2 号）
別紙 1 に記載のとおりです。
2. 分割対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 1 号）
別紙 1（吸収分割契約第 4 条及び同契約別紙 2）に記載のとおりで、当社及び日清食品が協議の上で決定したものであり、相当であると判断しております。
3. 会社分割と同時に行う剰余金の配当等に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 2 号）
該当事項はありません。
4. 新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 3 号）
該当事項はありません。

5. 吸収分割承継会社に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 4 号）

（1）最終事業年度に係る計算書類等の内容

最終事業年度に係る計算書類等の内容は、別紙 2 のとおりです。

（2）最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

（3）最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 吸収分割会社に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 5 号）

当社における最終事業年度の末日（2022 年 12 月末日）後に、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

7. 吸収分割が効力を生ずる日以降における債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 183 条第 6 号）

（1）当社

当社の最終事業年度末日（2022 年 12 月末日）現在の貸借対照表における資産の額及び負債の額はそれぞれ 332,443 百万円及び 128,027 百万円であるところ、本件吸収分割後において、当社の資産の額は、負債の額を上回ることが見込まれます。また、本件吸収分割後の当社の収益状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されていません。

以上より、本件吸収分割後においても、当社の債務について履行の見込みがあると判断いたします。

（2）日清食品

日清食品の最終事業年度に係る計算書類等の内容は別紙 2 記載のとおりであるところ、本件吸収分割後において、日清食品の資産の額は、負債の額を上回ることが見込まれます。また、本件吸収分割後の日清食品の収益状況について、日清食品の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されていません。以上より、本件吸収分割後においても債務の履行の見込みがあると判断いたします。

以上

別紙 1 吸収分割契約書

(次頁以降に添付のとおり)



吸収分割契約

ライオン株式会社（以下「分割会社」という。）及び日清食品株式会社（以下「承継会社」という。）は、分割会社が営む事業の一部を承継会社が承継する吸収分割に関し、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 （本件吸収分割の目的）

分割会社は、本契約の規定に従い、吸収分割の方法により、本件効力発生日（第5条に定義する。）において、分割会社が運営する通信販売サイト「LION ウェルネスダイレクト」で販売している4種類の製品（「腸まで届ける ナイスリムエッセンス ラクトフェリン」、「腸まで届ける ナイスリムエッセンス ラクトフェリン 葛の花プレミアム」、「腸まで届ける ナイスリムエッセンス ラクトフェリン 乳酸菌PLUS」及び「ナイスリムサポート エラグ酸のチカラ」をいう。以下「対象製品」と総称する。）の製造販売事業（以下「対象事業」という。なお、疑義を避けるために付言するに、対象製品以外の製造販売事業は対象事業に含まれない。）に関して有する第3条第1項に定める本件承継対象権利義務を承継会社に承継させ、承継会社はこれを承継する（以下「本件吸収分割」という。）。

第2条 （本件吸収分割をする会社及び住所）

(1) 分割会社

- ① 商号：ライオン株式会社
- ② 住所：東京都台東区蔵前 1-3-28

(2) 承継会社

- ① 商号：日清食品株式会社
- ② 住所：大阪市淀川区西中島 4-1-1

第3条 （承継する権利義務の内容）

- (1) 承継会社が本件吸収分割により分割会社から承継する権利及び義務（以下「本件承継対象権利義務」という。）は、別紙1「承継権利義務明細表」記載のとおりとする。
- (2) 本件吸収分割による分割会社から承継会社への債務の承継は、免責的債務引受の方法による。
- (3) 対象事業に関する権利義務のうち、本件承継対象権利義務以外のもの（分割会社が本件効力発生日前に販売した製品に係る契約不適合責任、債務不履行責任その他一切の責任、簿外債務及び潜在債務を含むが、これに限られない。）に起因又は関連して、承継会社に損害、損失、債務（租税債務を含む。）、費用及び支出（合理的な弁護士報酬及び費用を含む。）が生じた場合には、分割会社は、その全額を承継会社に対して補償するものとする。
- (4) 第1項に定める権利義務の移転のために必要な手続（対抗要件の具備の手続を含む。）は、分割会社及び承継会社が互いに協力して行うものとする。

第4条（本件吸収分割に際して交付する金銭等）

- (1) 承継会社は、分割会社に対し、本件吸収分割の対価（以下「本件分割対価」という。）として、金 15 億円（以下「本件基準価額」という。）及び別紙 1 承継権利義務明細表に定める棚卸資産の帳簿価額（以下「本件棚卸資産帳簿価額」という。）の合計額に別紙 2 の規定に基づき算出される本件調整額に基づく以下の調整を行った金額を支払うものとする。本件調整額が正の値の場合、本件分割対価は、本件基準価額及び本件棚卸資産帳簿価額の合計額に本件調整額を加算した額とする。
- (2) 本件調整額が負の値の場合、本件分割対価は、本件基準価額及び本件棚卸資産帳簿価額の合計額から本件調整額の絶対値を減算した額とする。
- (3) 本件調整額が零の場合、本件分割対価は、本件基準価額及び本件棚卸資産帳簿価額の合計額と同額とする。

第5条（効力発生）

本件吸収分割の効力発生日は、2023 年 11 月 30 日（以下「本件効力発生日」という。）とする。但し、分割会社及び承継会社は、手続の進行に応じて必要があるときは、本件効力発生日を変更することができる。

第6条（競業禁止義務）

分割会社は、本件効力発生日から 5 年間、承継会社の事前の書面による承諾なく、対象事業と同一又は対象事業と競合し若しくは競合するおそれのある事業を行わないものとする。

第7条（本契約の変更又は解除）

- (1) 本契約締結日から本件効力発生日までの間に、分割会社及び承継会社は合意の上、本契約に定める条件を変更し、又は本契約を解除することができる。
- (2) 本契約締結日から本件効力発生日までの間に、本件吸収分割の実行の支障となり得る重大な事象が発生又は判明した場合、甲又は乙は、本件効力発生日の前日までの間に限り、相手方当事者に通知することにより直ちに本契約を解除することができる。

以下余白

本契約成立の証として、本書を2通作成し、分割会社及び承継会社それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

2023年5月9日

分割会社： 東京都台東区蔵前一丁目3番28号
ライオン株式会社
代表取締役兼社長執行役員 竹森 征之



承継会社： 大阪府大阪市淀川区西中島四丁目1番1号
日清食品株式会社
代表取締役社長 安藤 徳隆



別紙 1

承継権利義務明細表

分割会社は、本件吸収分割により、本件効力発生日における対象事業に属する権利義務を承継し、その明細は、下記のとおりとする。

1. 資産

以下に所在する棚卸資産のうち、承継資産である旨のラベルを貼ったもの

- (1) 外部委託倉庫/東京都江戸川区臨海町 3-6-3
- (2) 小田原工場/神奈川県小田原市田島 100
- (3) 外部委託生産工場/富山県富山市中大久保 393-1
- (4) 外部委託生産工場/富山県富山市中大久保 357-1
- (5) 外部委託生産工場/岐阜県揖斐郡池田町小牛 743-1
- (6) 外部委託生産工場/岐阜県揖斐郡揖斐川町市場 1547-3
- (7) 外部委託倉庫/千葉県習志野市茜浜 3-4-3
- (8) 外部委託倉庫/埼玉県久喜市河原井町 7
- (9) 外部委託倉庫/埼玉県久喜市菖蒲町三箇 5-3

2. 労働契約

承継会社は、本件吸収分割に際して、対象事業に従事する従業員の労働契約及びこれらに基づき発生した権利義務を承継しない。但し、対象事業に主として従事する従業員が、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律第 4 条第 1 項に基づき分割会社に異議を申し出た場合は、この限りでない。

3. 契約（労働契約を除く）

本件効力発生日において有効な、労働契約を除く対象事業を本契約締結日現在と同様の態様で運営するために必要となる一切の契約（顧客との間の契約及び対象製品の原料の仕入に係る契約を含む。）に係る契約上の地位及びこれらに付随する権利義務。但し、対象製品の完成品の製造委託に係る契約並びに承継会社及び分割会社が別途合意したものを除く。なお、下記 5 に記載のとおり、承継会社は、本件吸収分割に際して、承継する契約に係る負債その他一切の債務（潜在債務、偶発債務及び簿外債務を含む。）を承継しない。

4. 知的財産権

- (1) 対象製品の営業、品質、安全性、研究開発、生産技術、製品開発に係る情報その他対象事業に使用される情報に含まれる一切の営業秘密、技術的ノウハウ及びその他のノウハウ
- (2) 対象事業に属する国内外の特許権、商標権（その出願権及び登録申請に係る権利を含む。）

5. 負債

承継会社は、本件吸収分割に際して、負債その他一切の債務（潜在債務、偶発債務及び簿外債務を含む。）を承継しない。

6. 個人データ

分割会社は、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、メールアドレス、ID パスワード（ハッシュ化されたもの）、メールマガジンの受信可否、顧客が許諾しているコンタクト方法、契約中の譲渡対象製品、譲渡対象製品における過去の定期及び都度購入履歴、引継ぎが必要な顧客に係る申し送り事項等の同社の顧客の個人情報が記載されている個人データのうち、(i)本件効力発生日の属する月の前月末日の終了時（以下「本件基準時」という。）時点の定期お届けコースの登録者、(ii) 本件基準時以前に定期お届けコースの登録者であったが、本件基準時から遡って1年前の日までの間に定期お届けコースの解約（無期限休止を含む。）の申込みを行った者、(iii) 当該登録者以外の者のうち、最後に対象製品を注文した日が本件基準時から遡って1年を経過していない者、及び (iv) 上記 (i) 乃至 (iii) 以外の者のうち、本件基準時から本件効力発生日までの期間において発生した定期お届けコースに登録したか又は対象製品を注文した者の個人データ

別紙 2

本件調整額

本件調整額は、以下の算式により算出される金額とする。但し、本件調整額が 5 億円を超える場合、本件調整額は 5 億円とし、本件調整額が負の値かつその絶対値が 5 億円を超える場合、本件調整額は零から 5 億円を減算した金額とする。

$$\text{本件調整額} = 31,463 \text{ 円} \times (X - 47,675)$$

X：本件効力発生日の属する月の前月末日の終了時（以下「本件基準時」という。）における対象事業における対象製品の定期お届けコースの登録者数（定期お届けコースの登録者とは、本件基準時に定期お届けコースに登録し、同コースを解約又は無期限休止することなく、対象事業における対象製品を定期的に購入している者をいい、以下「本件基準時定期顧客数」という。）

分割会社は、本件基準時から 5 営業日以内に、本件基準時定期顧客数を承継会社に書面（電磁的記録で保存された書類を含む。以下同じ。）により通知するとともに、承継会社が本件基準時定期顧客数を合理的に確認できる資料を分割会社に送付（電子メールによる送付を含む。以下同じ。）するものとする。承継会社は、分割会社が通知した本件基準時定期顧客数に書面により異議を述べることができ、その場合、分割会社及び承継会社は誠実に協議の上、かかる通知から 5 営業日以内を目途に誠実に協議を行い、少なくとも本件効力発生日の 10 営業日前までに本件基準時定期顧客数を書面の合意により確定する（但し、分割会社及び承継会社は、本件基準時定期顧客数に係る合意を不合理に拒絶又は留保しない。）。分割会社は、本件基準時定期顧客数の確定に関して、承継会社に対し、必要な資料及び情報の提供その他の協力を行う。

別紙 2 吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等

(次頁以降に添付のとおり)

第15期
計 算 書 類

2022年4月 1日から

2023年3月31日まで

日清食品株式会社

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	94,875	流 動 負 債	56,498
現金及び預金	2	支払手形	68
売掛金	28,504	買掛金	22,035
商品及び製品	9,290	リース債務	305
原材料	2,839	短期借入金	4,000
貯蔵品	795	未払金	19,660
前払費用	102	未払費用	2,771
預け金	51,546	未払法人税等	1,442
その他	1,877	設備未払金	5,545
貸倒引当金	△84	その他	670
固 定 資 産	119,498	固 定 負 債	13,497
有形固定資産	112,659	長期借入金	10,000
建物	36,996	リース債務	2,790
構築物	1,617	再評価に係る繰延税金負債	510
機械及び装置	48,052	資産除去債務	36
車両運搬具	145	その他	160
工具、器具及び備品	1,249		
土地	18,286	負 債 合 計	69,996
リース資産	2,894	(純 資 産 の 部)	
建設仮勘定	3,418	株 主 資 本	143,217
無 形 固 定 資 産	1,129	資 本 金	5,000
ソフトウェア	981	資本剰余金	37,080
その他	148	資本準備金	1,250
投資その他の資産	5,709	その他資本剰余金	35,830
投資有価証券	15	利益剰余金	101,137
関係会社株式	1,805	その他利益剰余金	101,137
繰延税金資産	3,286	別途積立金	90,000
長期差入保証金	256	繰越利益剰余金	11,137
前払年金費用	345	評価・換算差額等	1,160
		その他有価証券評価差額金	4
		土地再評価差額金	1,156
資 産 合 計	214,374	純 資 産 合 計	144,377
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	214,374

損 益 計 算 書

(2022年4月 1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 収 益		215,601
売 上 原 価		133,475
売 上 総 利 益		82,125
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		67,622
営 業 利 益		14,503
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	11	
受 取 配 当 金	296	
そ の 他	159	466
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	42	
為 替 差 損	62	
そ の 他	8	113
経 常 利 益		14,856
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	4	
補 助 金 収 入	197	201
特 別 損 失		
固 定 資 産 廃 棄 損	95	
固 定 資 産 売 却 損	11	
そ の 他	60	167
税 引 前 当 期 純 利 益		14,891
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	3,763	
法 人 税 等 調 整 額	267	4,031
当 期 純 利 益		10,860

株主資本等変動計算書

(2022年4月 1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			株主資本 合 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計	
2022年4月1日期首残高	5,000	1,250	35,830	37,080	79,000	20,235	99,235	141,315
事業年度中の変動額								
剰 余 金 の 配 当						△8,958	△8,958	△8,958
別 途 積 立 金 の 積 立					11,000	△11,000	—	—
当 期 純 利 益						10,860	10,860	10,860
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	11,000	△9,097	1,902	1,902
2023年3月31日期末残高	5,000	1,250	35,830	37,080	90,000	11,137	101,137	143,217

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2022年4月1日期首残高	4	1,156	1,160	142,475
事業年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				△8,958
別 途 積 立 金 の 積 立				—
当 期 純 利 益				10,860
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	△0		△0	△0
事業年度中の変動額合計	△0	—	△0	1,901
2023年3月31日期末残高	4	1,156	1,160	144,377

第15期
個 別 注 記 表

2022年4月 1日から

2023年3月31日まで

日清食品株式会社

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式 …移動平均法による原価法

② その他有価証券

(ア) 市場価格のない株式等以外のもの……決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し売却原価は移動平均法により算定しております。)

(イ) 市場価格のない株式等 ……移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ …時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品及び製品 …総平均法による原価法

(貸借対照表価額については、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

② 原材料及び貯蔵品 …主として総平均法による原価法

(貸借対照表価額については、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 …定額法を採用しております。

(リース資産を除く。) なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15～38年

機械及び装置 10年

(2) 無形固定資産 …定額法を採用しております。

なお、購入ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産 …所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 退職給付引当金 …従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は発生の翌事業年度に一括して費用処理することとしております。

(2) 貸倒引当金 …債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については過去の貸倒発生率等を勘案した格付に基づき引当率を定め、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4. 収益の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

- ステップ2：契約における履行義務を識別する
- ステップ3：取引価格を算定する
- ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する
- ステップ5：企業の履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する

当社は主に即席めんの販売をおこなっており、このような製品販売については、製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。また、収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び返品等を控除した金額で測定しております。

会計上の見積りに関する注記

当社が行った、計算書類作成における重要な会計上の見積り及び見積りを行う判断は、次のとおりであります。

・繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 3,286百万円

(2) その他の情報

繰延税金資産は、将来減算一時差異のような将来の税務申告において税負担を軽減させるものについて、それらを回収できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しております。

これらの見積りは将来の経済情勢や当社の経営状況の影響を受け、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 107,647百万円
2. 有形固定資産の圧縮記帳累計額
 - 国庫補助金 806百万円
 - 収用等による補償金 570百万円
3. 「土地の再評価に関する法律」及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額から再評価に係る繰延税金負債を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
 - 再評価の方法 …「土地の再評価に関する法律施行令」第2条第4号に定める路線価等に合理的な調整を行って算出しております。
 - 再評価を行った年月日 …2002年3月31日
 - 再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 … 4,569百万円
4. 関係会社に対する金銭債権及び債務
 - 短期金銭債権 52,869百万円
 - 短期金銭債務 29,696百万円
 - 長期金銭債務 10,159百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上収益	1,648百万円
仕入高	108,437百万円
その他の営業費用	25,597百万円
営業取引以外の取引高	358百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び株式数に関する事項

	株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式	普通株式	100株	一株	一株	100株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月23日 定時株主総会	普通株式	8,958	89,580,000	2022年3月31日	2022年6月23日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
2023年6月23日開催の定時株主総会において、以下の通り決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月23日 定時株主総会	普通株式	5,656	56,560,000	2023年3月31日	2023年6月23日

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払金	1,578百万円
減価償却費	472百万円
未払賞与	505百万円
製品・材料評価損	454百万円
短期前払費用	439百万円
未払事業税	133百万円
投資有価証券評価損	54百万円
その他	120百万円

繰延税金資産合計 3,758百万円

繰延税金負債

土地圧縮積立金	△363百万円
前払年金費用	△105百万円
その他有価証券評価差額金	△1百万円

繰延税金負債合計 △471百万円

繰延税金資産の純額 3,286百万円

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については当社が保有する資金の大部分をCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）に基づき、当社の親会社である日清食品ホールディングス株式会社に管理委託しております。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、取引権限を定めた社内規程に従ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主に上場株式であり、四半期ごとに時価の把握を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
投資有価証券（※2）	15	15	—

（※1）「現金及び預金」「売掛金」「預け金」「未払金」「未払法人税等」「設備未払金」については、短期間で決済されるため、「長期借入金」は、変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映しているため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（※2）市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	1,805

関連当事者との取引に関する注記

1. 関連当事者との取引

属 性	会社等の名称	資本金 又は 出資金	事業の内容 又は 職業	議決権等 の 所 有 (被所有) 割 合	関 係 内 容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
					役員の 兼任等	事 業 上 の 関 係				
親 会 社	日清食品ホールディングス㈱	25,122 百万円	グループ 事業会社 への経営 サポート 等	— (100.0%)	役員 3名	原材料の仕入、技術援助、資金の委託管理、サポートの享受等	原 材 料 の 仕 入 (※1)	105,530	買 掛 金	19,912
							資 金 の 入 借 (※2)	—	長 期 借 入 金	10,000
									短 期 借 入 金	4,000
							支 払 利 息	42	未払費用	5
							資 金 の 委 託 管 理 (※3)	(※3)	預 け 金	51,546
子 会 社	日清エンタープライズ㈱	100 百万円	倉庫業	100.0% (—)	—	製品の移送、保管、管理等	運 賃 等 の 支 払 (※4)	9,101	未 払 金	2,309
親会社の役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	㈱インテックリース	10 百万円	自動販売機等のリース	— (—)	—	自動販売機等の賃借	リース料等の支払 (※5)	125	短期リース債務	37
									長期リース債務	58
兄弟会社	明星食品㈱	3,143 百万円	即席めん の製造販売	— (—)	役員 1名	商品の仕入等	商 品 の 仕 入 (※6)	3,784	買 掛 金	709

(注) 1. 上記金額のうち、「取引金額」には消費税等が含まれておらず、預け金を除く「期末残高」には消費税等が含まれております。

2. ㈱インテックリースにおきましては、親会社の役員である安藤宏基、当社及び親会社の役員である安藤徳隆、並びにその近親者が議決権の100%を直接保有しております。

3. 取引条件及び取引条件の決定方針等

※1. 原材料の仕入については、一般取引条件と同様に決定しております。

※2. 親会社である日清食品ホールディングス㈱が導入しているキャッシュ・マネジメント・システムに参加しており、資金の貸借を日次で行っているため、取引金額は記載しておりません。なお、金利については市場金利を勘案して決定しております。

※3. 資金の借入については、市場金利を勘案して決定しております。

※4. 運賃の支払については、一般取引条件と同様に決定しております。

※5. リース取引については、一般取引条件と同様に決定しております。

※6. 商品の仕入については、一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社に関する情報

日清食品ホールディングス㈱ (東京証券取引所上場)

賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、大阪府その他の地域において、賃貸用の土地等を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)
2,446	1,486

(注) 当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	1,443,779,654円99銭
1 株当たり当期純利益	108,602,542円46銭

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。ただし、1株当たり当期純利益、1株当たり純資産及び百分率については、表示単位未満を四捨五入して表示しております。